

内閣府

○総務省令第一号

文部科学省

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 永岡 桂子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>(支払未済の給付)</p> <p>第百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(第百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。)を記載した請求書を組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第二百一十一条第三項、第二百二十二条、第二百二十四条第二項、第五項及び第六項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条から第四百四十五条まで、第四百四十七条から第五百三十三条まで、第四百五十五条、第四百五十六条、第四百五十九条第一項及び第三項、第六十条第二項並びに第六十一条第一項において同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号 第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座(以下「公金受取口座」という。)を利用する者。支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨(当該給付が退職等年金給付である場合には、払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨)。</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</p> <p>〔五 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>(退職年金の決定の請求)</p> <p>第百二十八条 退職年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者(法第九十二条又は第九十三条に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</p> <p>〔十一 略〕</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>(整理退職の場合の一時金の決定の請求)</p>	<p>(支払未済の給付)</p> <p>第百二条 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>(退職年金の決定の請求)</p> <p>第百二十八条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</p> <p>〔十一 同上〕</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>(整理退職の場合の一時金の決定の請求)</p>

第二百二十九条 法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〕四 略

五 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔六〕略

〔2・3〕略

〔遺族に対する一時金の決定の請求〕

第三百三十条 法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〕三 略

四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔五〕略

〔2〕4 略

〔公務障害年金の決定の請求〕

第三百三十九条 公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〕十 略

十一 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔十二〕略

〔2〕4 略

〔公務遺族年金の決定の請求〕

第四百四十七条 公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〕十 略

十一 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔十二〕略

〔2〕4 略

〔公務遺族年金の決定の請求〕

第四百四十七条 公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〕十 略

十一 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔十二〕略

〔2〕4 略

〔公務遺族年金の決定の請求〕

第二百二十九条 〔同上〕

〔一〕四 同上

五 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔六〕同上

〔2・3〕同上

〔遺族に対する一時金の決定の請求〕

第三百三十条 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔五〕同上

〔2〕4 同上

〔公務障害年金の決定の請求〕

第三百三十九条 〔同上〕

〔一〕十 同上

十一 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔十二〕同上

〔2〕4 同上

〔公務遺族年金の決定の請求〕

第四百四十七条 〔同上〕

〔一〕十 同上

十一 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔十二〕同上

〔2〕4 同上

〔公務遺族年金の決定の請求〕

第四百四十七条 〔同上〕

〔一〕十 同上

十一 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔十二〕同上

〔2〕4 同上

〔公務遺族年金の決定の請求〕

第四百四十七条 〔同上〕

〔一〕十 同上

十一 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔十二〕同上

〔2〕4 同上

〔公務遺族年金の決定の請求〕

第四百四十七条 〔同上〕

〔一〕十 同上

十一 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔十二〕同上

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔十二 略〕

〔2〕4 略

(所在不明による支給停止の申請)

第百五十二条 法第六条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

〔一〕三 略

四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔五 略〕

〔2 略〕

(年金受給権者の異動報告等)

第百五十九条 年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律(昭和

三十七年法律第十九号)により住居表示が変更されたとき又は払渡金融機関を変更するときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、

転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から

機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔一〕七 略

八 払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定

める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 新たな払渡金融機関の

名称、所在地及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金

受取口座を利用する旨並びに従前の払渡金融機関

ロ イに掲げる者以外の者 新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並び

に従前の払渡金融機関

〔一 略〕

二 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

〔一 略〕

二 前項第八号ロに掲げる者が払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の預金口座

の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番

号を明らかにすることができる書類

〔3・4 略〕

〔十二 同上〕

〔2〕4 同上

(所在不明による支給停止の申請)

第百五十二条 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔一〕三 同上

〔五 同上〕

〔2 同上〕

(年金受給権者の異動報告等)

第百五十九条 〔同上〕

〔一〕七 同上

八 払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関及び従前の払渡金融機関

〔一〕七 同上

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 新たな払渡金融機関の

名称、所在地及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金

受取口座を利用する旨並びに従前の払渡金融機関

ロ イに掲げる者以外の者 新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並び

に従前の払渡金融機関

〔一 同上〕

二 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

〔一 同上〕

二 払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の名称及び所在地を記載した書類並び

に預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口

座の口座番号を明らかにすることができる書類

〔3・4 同上〕

附則

(旧職域加算退職給付の決定の請求)

第十三条 旧職域加算退職給付(平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以下「改正前地共済法による職域加算額」という。)のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条から附則第十六条まで、附則第十七条第一項、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十一条第一項、附則第二十二条から附則第二十九条まで、附則第三十条第一項、附則第三十一条第一項、附則第三十二条、附則第三十三条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項及び附則第三十七条において同じ。)に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 次イ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔六 略〕

〔二・三 略〕

(旧職域加算障害給付の決定の請求)

第十四条 旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〇七 略〕

八 次イ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔九 略〕

〔二・三 略〕

(旧職域加算遺族給付の決定の請求)

第十八条 旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〇六 略〕

七 次イ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

附則

(旧職域加算退職給付の決定の請求)

第十三条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔六 同上〕

〔二・三 同上〕

(旧職域加算障害給付の決定の請求)

第十四条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔九 同上〕

〔二・三 同上〕

(旧職域加算遺族給付の決定の請求)

第十八条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔2・3 略〕

〔所在不明による支給停止の申請〕

第十九条 平成二十七年経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定により所在不明である受給権者の旧職域加算遺族給付の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 次イ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔五 略〕

〔2 略〕

〔改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付〕

第二十五条 改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 次イ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔七 略〕

〔2・3 略〕

〔改正前地共済法による年金である給付の届出等〕

第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百

〔八 同上〕

〔2・3 同上〕

〔所在不明による支給停止の申請〕

第十九条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔五 同上〕

〔2 同上〕

〔改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付〕

第二十五条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

〔七 同上〕

〔2・3 同上〕

〔改正前地共済法による年金である給付の届出等〕

第二十七条 〔同上〕

三十七條、第三百二十九條、第四百三十三條、第四百四十九條、第五百五十五條第二項、第六百六十條の二から第六百六十條の四まで並びに第六百六十二條の二から第六百六十二條の十一までを除く。）及び第六百六十五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
改正前施行規程 第五百二十九條第 一項第九号	振込金融機関を変更すると きは、新たな振込金融機関 及び従前の振込金融機関	払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに 掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事 項 イ 支給を受けようとする預金口座として公的 給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年 法律第三十八号）第三條第一項、第四條第一 項及び第五條第二項の規定による登録に係る 預金口座（以下この号において「公金受取口 座」という。）を利用する者 新たな払渡金 融機関の名称、所在地及び公金受取口座の口 座番号並びに支給を受けようとする預金口座 として公金受取口座を利用する旨並びに従前 の払渡金融機関 ロ イに掲げる者以外の者 新たな払渡金融機 関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並 びに従前の払渡金融機関
改正前施行規程 第五百二十九條第 二項第三号	振込金融機関を変更すると きは、新たな振込金融機関 の名称及び所在地並びに預 金口座番号を記載した書類	前項第九号ロに掲げる者が払渡金融機関を変更す るときは、新たな払渡金融機関の預金口座の口座 番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金 通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らか にすることができる書類
〔略〕	〔略〕	〔略〕

（支払未済の給付）

第二十八條 改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の法をいい、平成二

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
改正前施行規程 第五百二十九條第 二項第三号	振込金融機関を変更すると きは、新たな振込金融機関 の名称及び所在地並びに預 金口座番号を記載した書類	払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融 機関の名称及び所在地を記載した書類並びに預金 口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証 明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番 号を明らかにすることができる書類
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

（支払未済の給付）

第二十八條 〔同上〕

十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

【一〇五 略】

六 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

【七 略】

【八・三 略】

別表第1号表
第1号表の3

退職等年金経理
資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

【表 略】
【備考 略】

退職等年金経理
資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

【表 略】

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借	方			貸			方		
	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

【備考 略】

【表 略】
利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記がある。

【一〇五 同上】

六 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

【一〇 同上】

【二・三 同上】

別表第1号表
第1号表の3

退職等年金経理
資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

【表 同左】
【備考 同左】

退職等年金経理
資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

【表 同左】

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借	方			貸			方		
	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】
【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】

【備考 同左】

【表 同左】
利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

附 則

この命令は、公布の日から施行する。